

2025年 11月29日

# 現役世代と引退世代の 資産形成について

拓殖大学 政経学部 経済学科

白石浩介ゼミ

佐藤涼介 植木雅斗 高橋快都 小川朝陽 櫻井稜真 渋谷優稀  
金丸幸矢 久保田秀歩 大橋俊介 萱沼聖 渡辺風優

# 1. 問題意識と Research Questions

# 問題意識

- ・日本では少子高齢化が急速に進み、公的年金制度への不安が高まっている。
- ・現役世代の負担増加・年金給付の縮小・平均寿命の伸びにより、公的年金だけでは老後生活の維持が難しくなっている。
- ・そのため、NISA・iDeCoなどの私的年金や、退職金を活用した私的資産形成の重要性が高まっている。

# Research Questions

- ・「人生100年時代の老後資産生活」をテーマに次の3つのリサーチクエスチョンを設定。

NISAとiDeCoのどちらが有利か

退職金と年金のどちらの形で受け取るべきか

高齢者への課税はどうあるべきか

2. NISAとiDeCoはどちら  
が老後の資産形成に役  
立つか？

# 新NISA制度の概要

## (1)積立投資枠（年間120万円）

### 対象商品

- ・長期・分散に適した公募投資信託

### ETF(上場投資信託)

- ・株式のように取引所で売買可能
- ・分散投資可能、手数料も比較的安い

### 主な対象商品

- ・金融庁基準を満たす「つみたてNISA対象商品」

### 運用方法

- ・毎月一定額のつみたて

# 新NISA制度の概要

## (2)成長投資枠（年間 240 万円）

### 対象商品

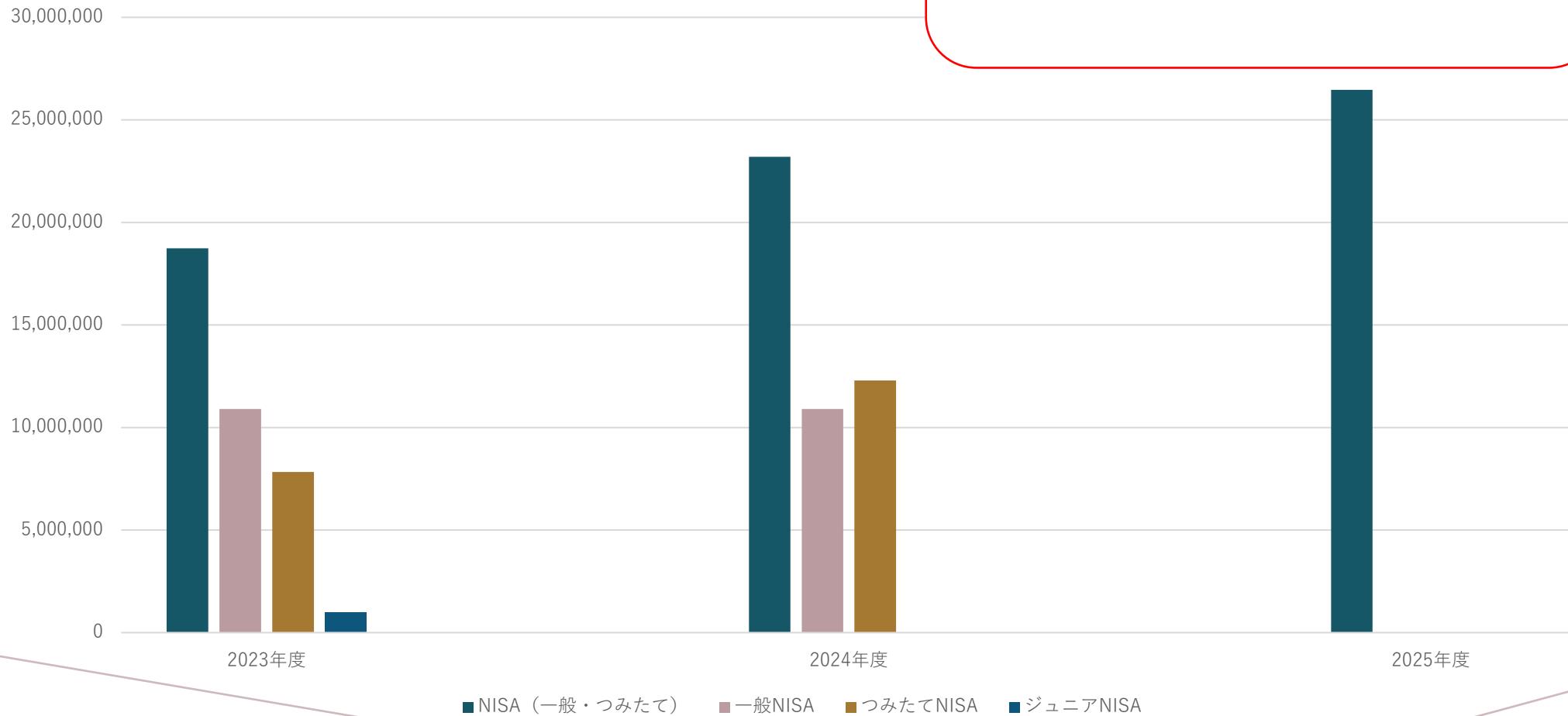
- ・上場株式、投資信託等（除外商品有）、ETF
- ・REIT(不動産投資信託)：賃料収入等をもとに分配金を得る。不動産特化型の投資商品

### 注意点

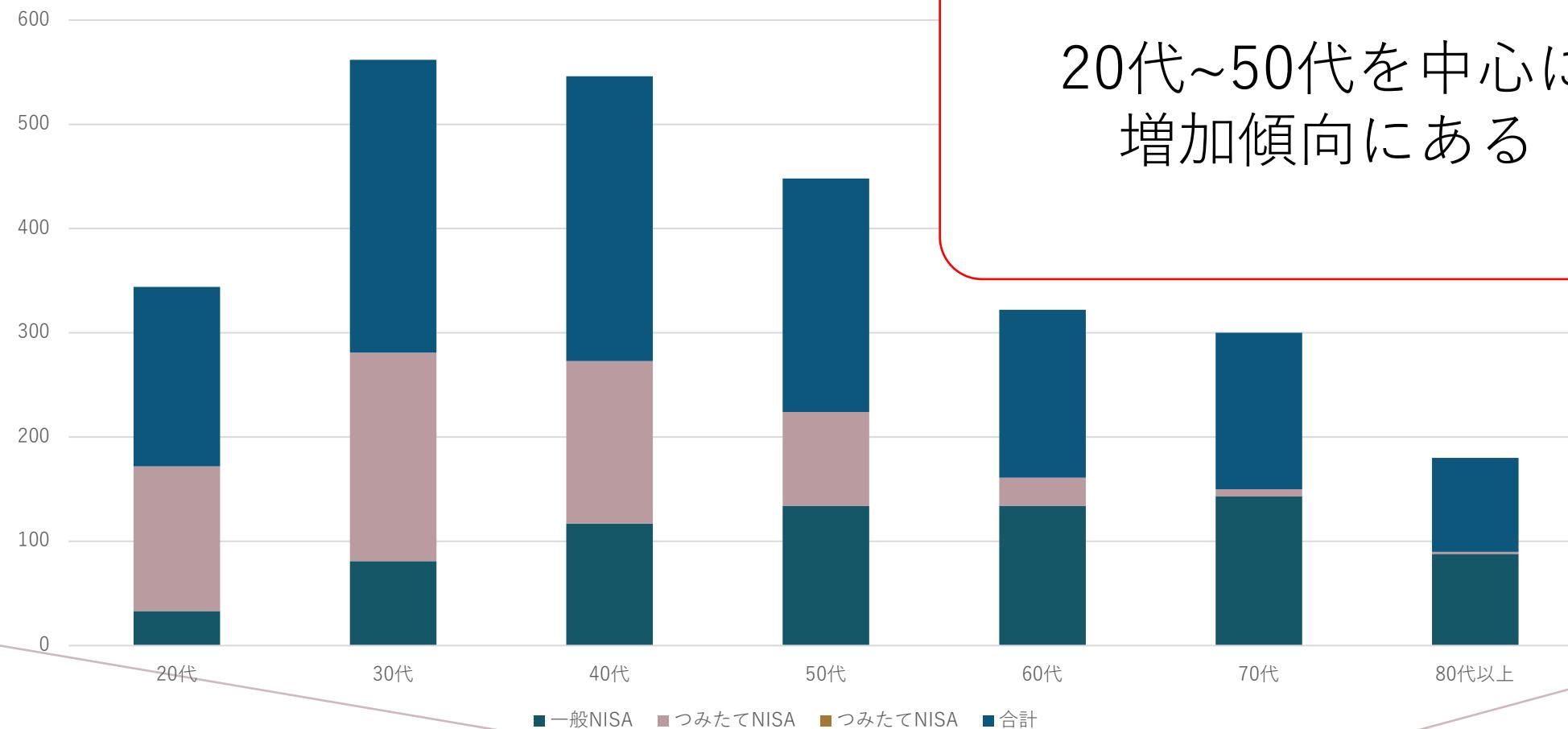
ハイリスク商品・信用取引は対象外

# NISA利用者数

1年で400万口座増加



# NISA世代別利用者数



# iDeCo制度の概要

定期的に年金を拠出

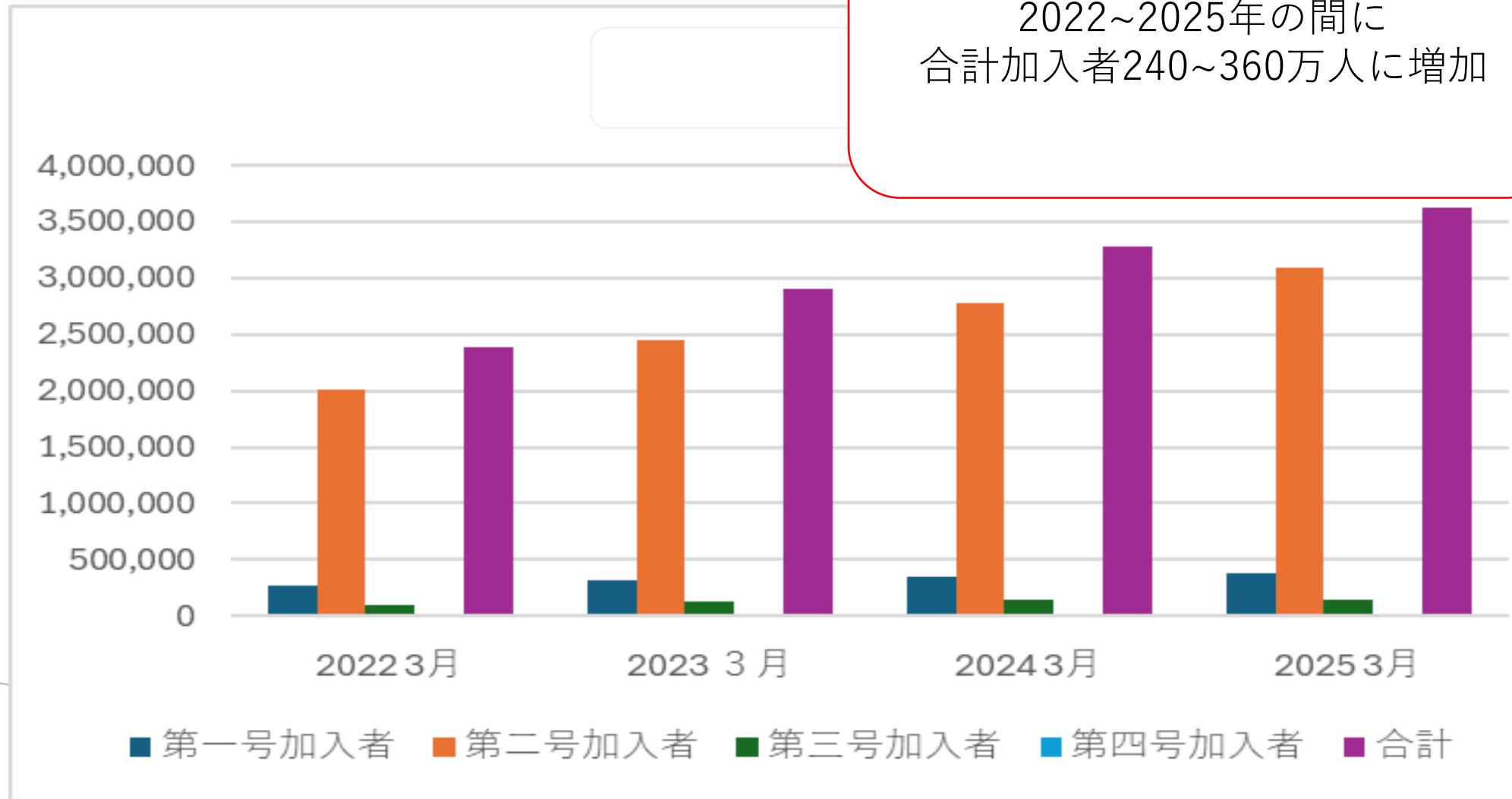
- 加入者自身が運用の指図を行う確定拠出年金  
(DC)

(1)自営業者

(2)厚生年金保険の被保険者

(3)専業主婦等

# iDeCo利用者数



# iDeCo世代別加入状況



# NISA投資対象

株式や投資信託、ETF（上場投資信託）など



(1)積み立て投資枠

長期・積立・分散投資に適した  
一定の投資信託

(2)成長投資枠

上場株式・投資信託等

# iDeCo投資対象

**目的**：老後資金

**投資対象**：投資信託・定期預金・保険商品

**投資非対象**：個別株式・ETF

元本確保型からリスクをとった商品→幅広

# 試算の前提：運用時

40-59歳の20年間に運用、年額36万円（総額720万円）

- ・運用利回り 2 %

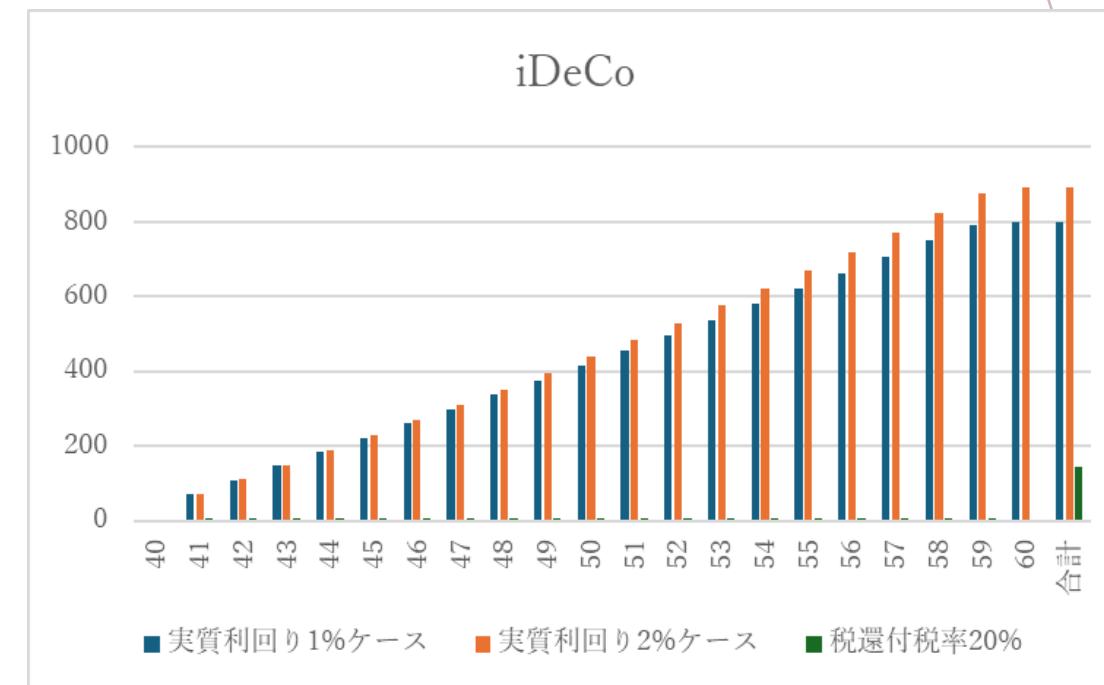
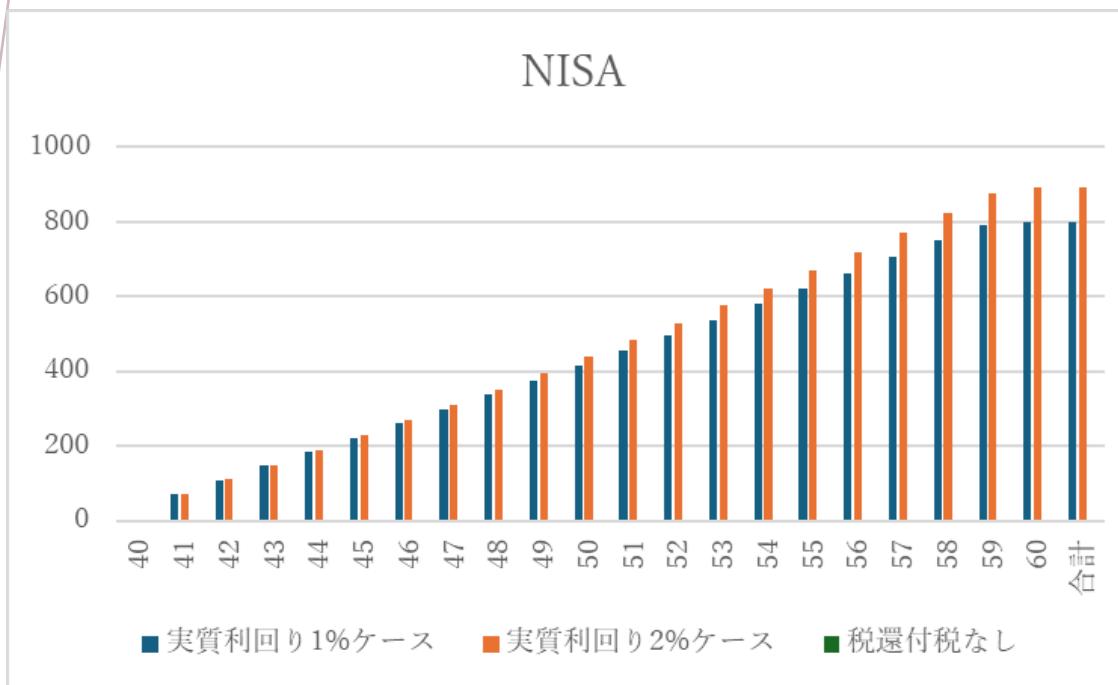
NISA 運用益に所得課税なし

- ・複利で2%運用できる

iDeCo 運用益に所得課税なし + 拠出額に所得控除あり

- ・小規模企業共済等掛金控除（社会保険料控除の一種）
- ・所得控除なので、所得税・住民税が還付（20%）される

# 試算例：積立額の推移



# 試算の前提：受給時

61-80歳の20年間に年金形式で受け取る

NISA 受給時に所得課税なし

- 通常の運用なので課税なし。現役時代に税が課された後の所得を運用。

iDeCo 受給時に所得課税あり

- 拠出時と運用時には税なしなので、受給時に税あり（EET型）
- 税率：低所得者は 0 %、豊かな高齢者は所得税 5 %、住民税 10 %

# 試算の結果：両者に差がない？

## NISA

- ・運用総額892万円
- ・年額44.6万円を受給  
(税なし)

## iDeCo：運用時

- ・運用総額892万円
- ・年額拠出36万円の  
20%（7.2万円）が  
還付
- ・減税総額 144万円

## iDeCo：受給時

- ・年額44.6万円を受給
- ・年金には課税15%  
(6.7万円)
- ・税負担総額 134万円

⇒iDeCoは現役時代には減税されるが、豊かな高齢者ならば、  
受給時ほぼ同水準が課税される  
⇒NISAとiDeCoには差がないのでは？

3. 退職金と年金はどちら  
で受け取るべきか？

### 3. 1 退職金と年金の違い

# 年金の種類

## 退職金（退職給付制度）

- 会社から退職した社員へ支給されるもの
- 一括してもらえる

## 年金（企業年金）

- 会社から退職した社員へ支給する仕組み
- 受給年齢から分割で支払われる

年金手帳

社会保障庁

年金手帳

社会保障庁

年金



年金

年金

年  
金



年  
金

年  
金



年金事務所

# 退職金

## メリット

- ・一括でもらえる
- ・税制の優遇がある



## デメリット

- ・計画性が重要
- ・金額が減少してしまうことがある。



表 3-1 退職金控除の算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ ※80万円に満たない場合は80万円
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

- ⇒ 退職金控除額は寛大なしきみ
- ⇒ 多くの退職金の受給者では、退職金 < 控除額 となり  
退職金への課税がゼロになる

# 年金

## メリット

- ・受取額が増加する可能性がある
- ・安定した収入が確定している
- ・お金が尽きるリスクをカバーできる。

## デメリット

- ・税負担が高くなる可能性がある。
- ・受給中に税制の変更がある場合がある。

# 年金と退職金の選択

## 年金

- ・定年退職後に働く気がない人
- ・厚生年金に加入しながら働き続ける人

## 退職金

- ・独立を考えている人
- ・厚生年金に加入せず、パートやアルバイトで働くという人



# 年金にかかる所得税と住民税

## 所得税

個人の所得に対してかかる税金

- 税率は5%-45%の累進課税
- 基礎年金のみ：税負担なし
- 報酬比例年金あり：5-10%程度の負担率

## 住民税

1月1日現在の居住地のある道府県と市町村が課す税金、均等割、所得割がある

- 基礎年金のみ：税負担なし
- 報酬比例年金あり：10%



# 総合課税

- ・所得を合算して、総所得金額に基づいて税金を計算する方法
- ・控除を上手に活用すれば、税負担の軽減になる



表 2 退職金にかかる税金の種類と計算方法

退職金にかかる税金の種類
$\text{所得税} = \text{課税退職所得額} \times \text{税率} - \text{退職所得控除額}$
$\text{復興特別所得額} = \text{所得税額} \times 2.1\%$
$\text{住民税} = \text{課税退職所得額} \times 10\% \text{ (一律)}$
$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
$\text{退職金の所得税額} = \text{課税退職所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}$

- ⇒ 退職金控除額は寛大なしくみ
- ⇒ さらに、控除後に課税ベースが1/2に圧縮される
- ⇒ 年金形式でもらうよりも、所得税が少なくなる

# 企業年金の仕組み

- 企業型DC

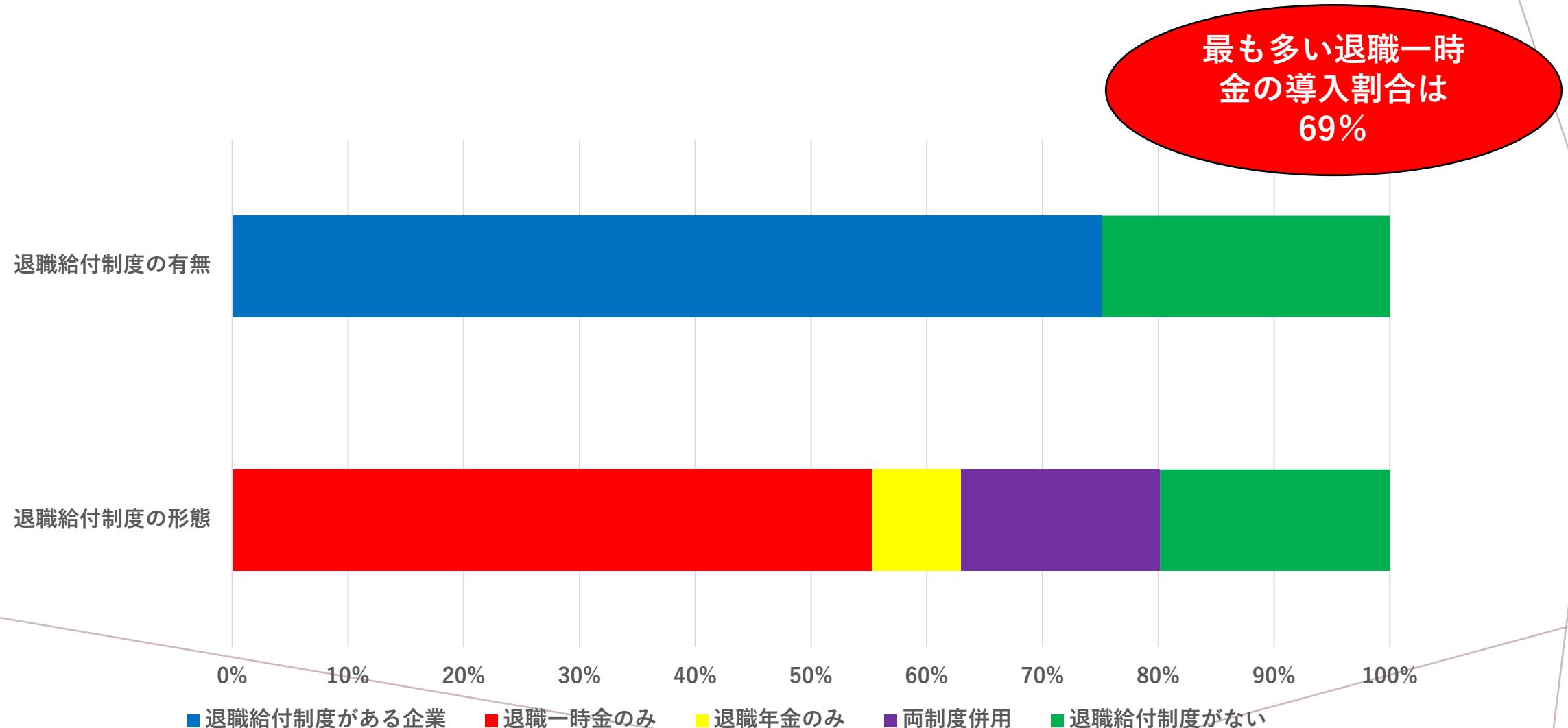
- 企業が社員のために用意するもの
- 掛け金は会社拠出

- iDeCo

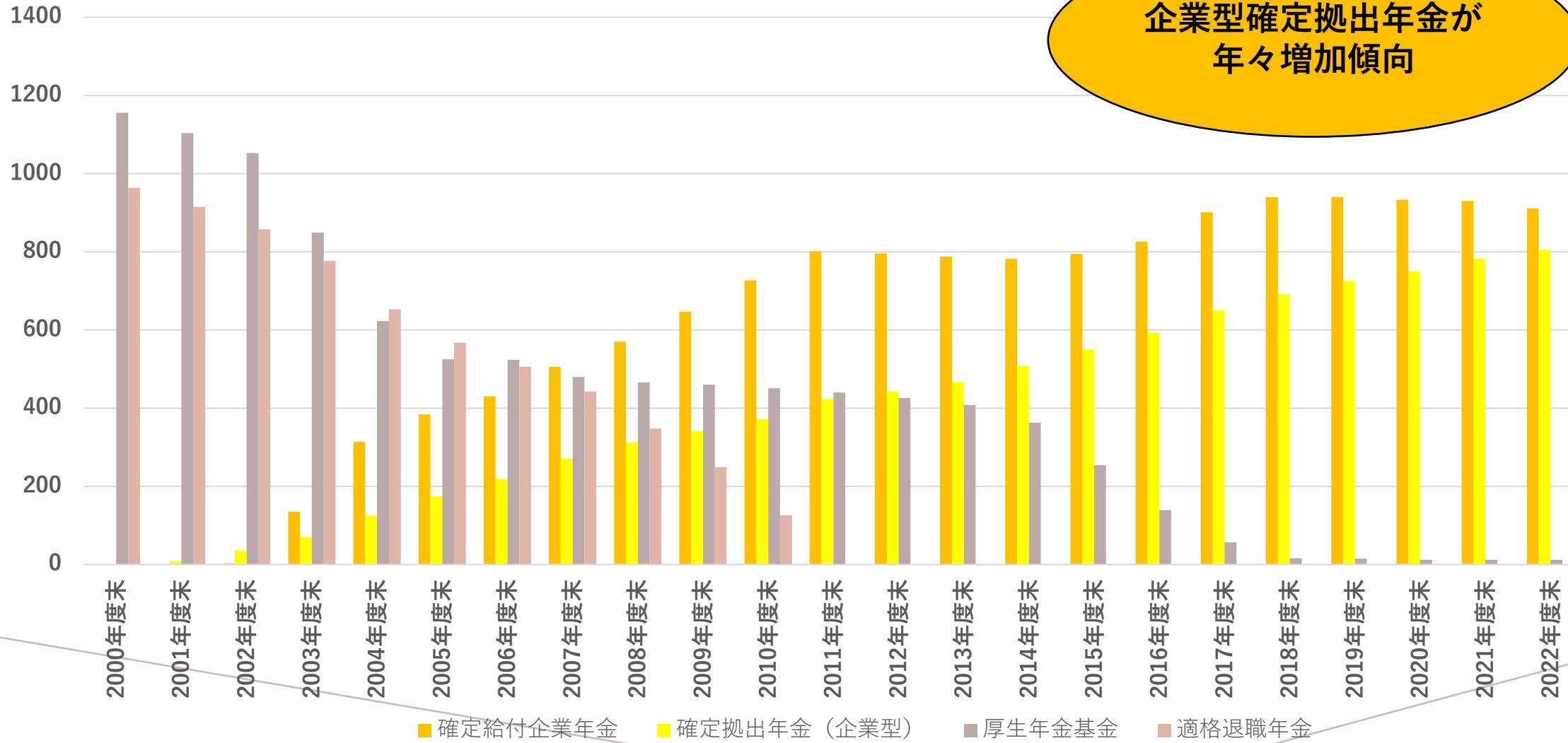
- 誰でも加入可
- 掛け金は本人が拠出

### 3. 2 退職金と年金の 利用状況

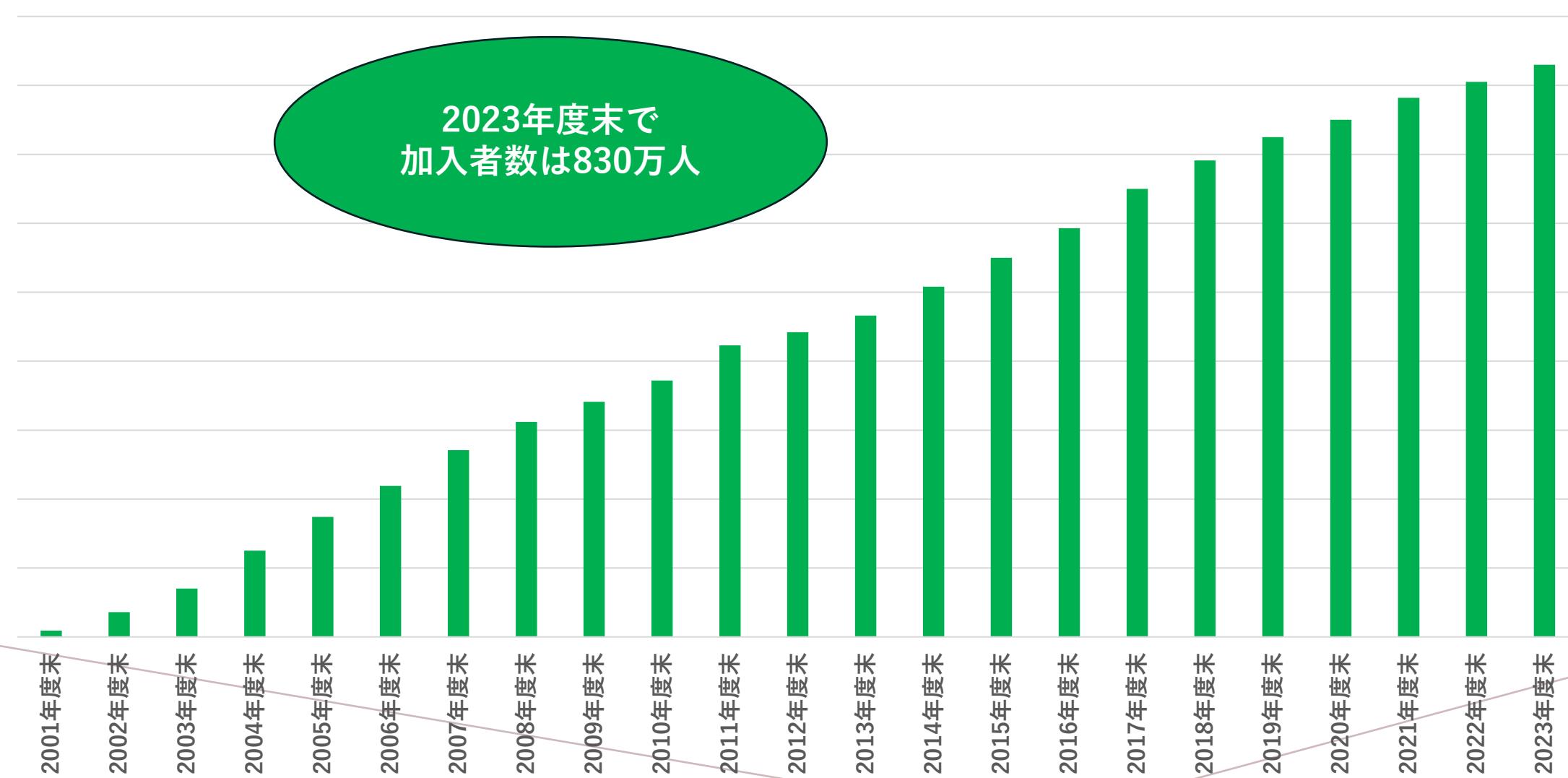
# 日本の退職給付制度における導入割合



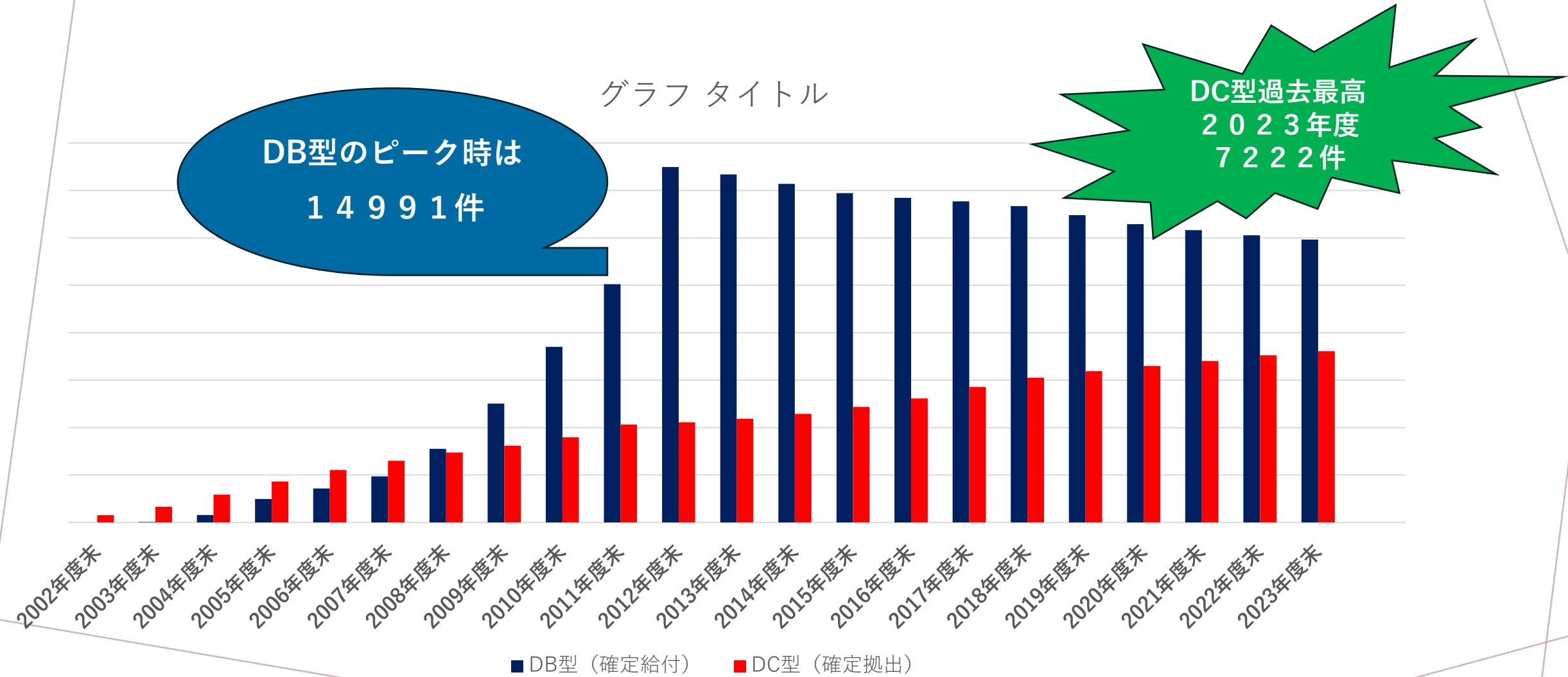
# 企業年金の加入別割合



# 企業型確定拠出年金の加入者数推移

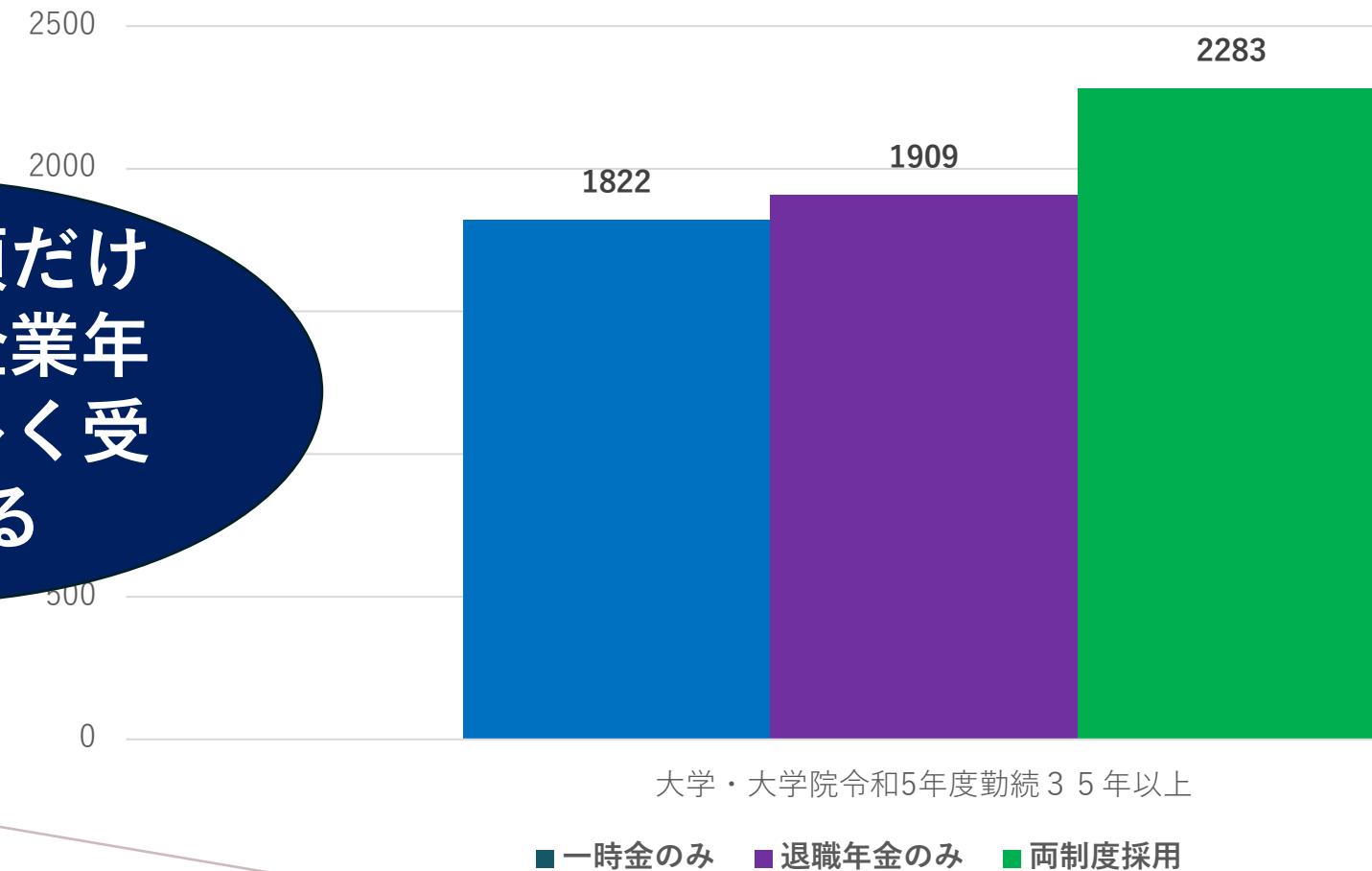


# 確定給付企業年金と企業型確定拠出年金の規約数



支給全額のみでみると令和5年度勤続35年以上の場合、  
一時金1,822万円に対して両制度採用の平均は2,283万円

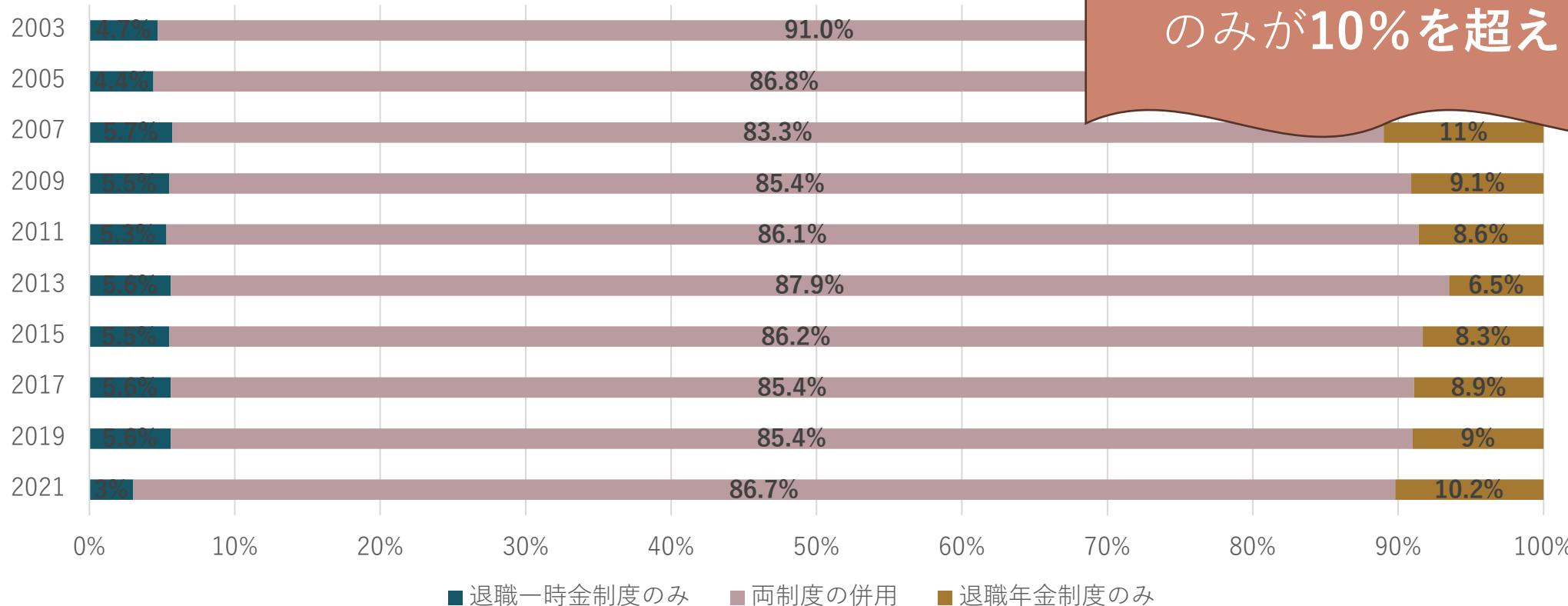
給付平均額だけ  
でみると企業年  
金の方が多く受  
け取れる



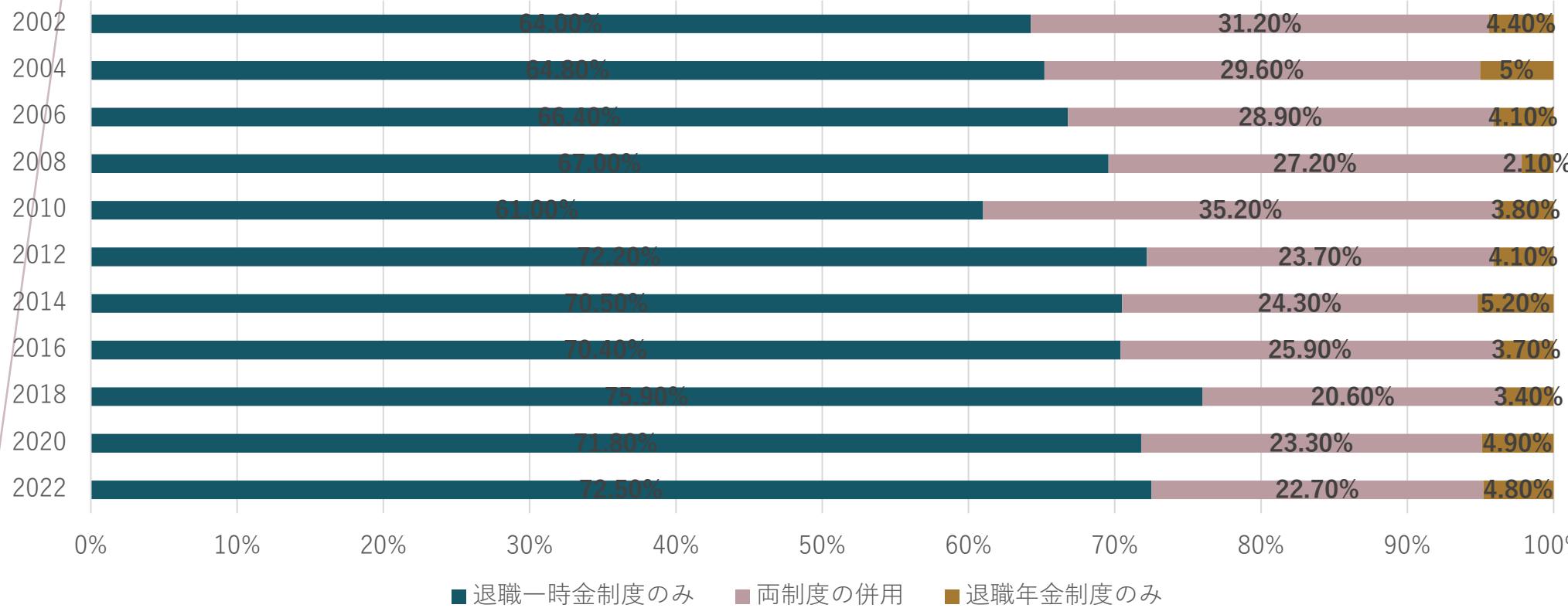
### 3. 3 大企業と中小企業の違い



# 退職給付制度の実施状況割合の推移 (大企業)

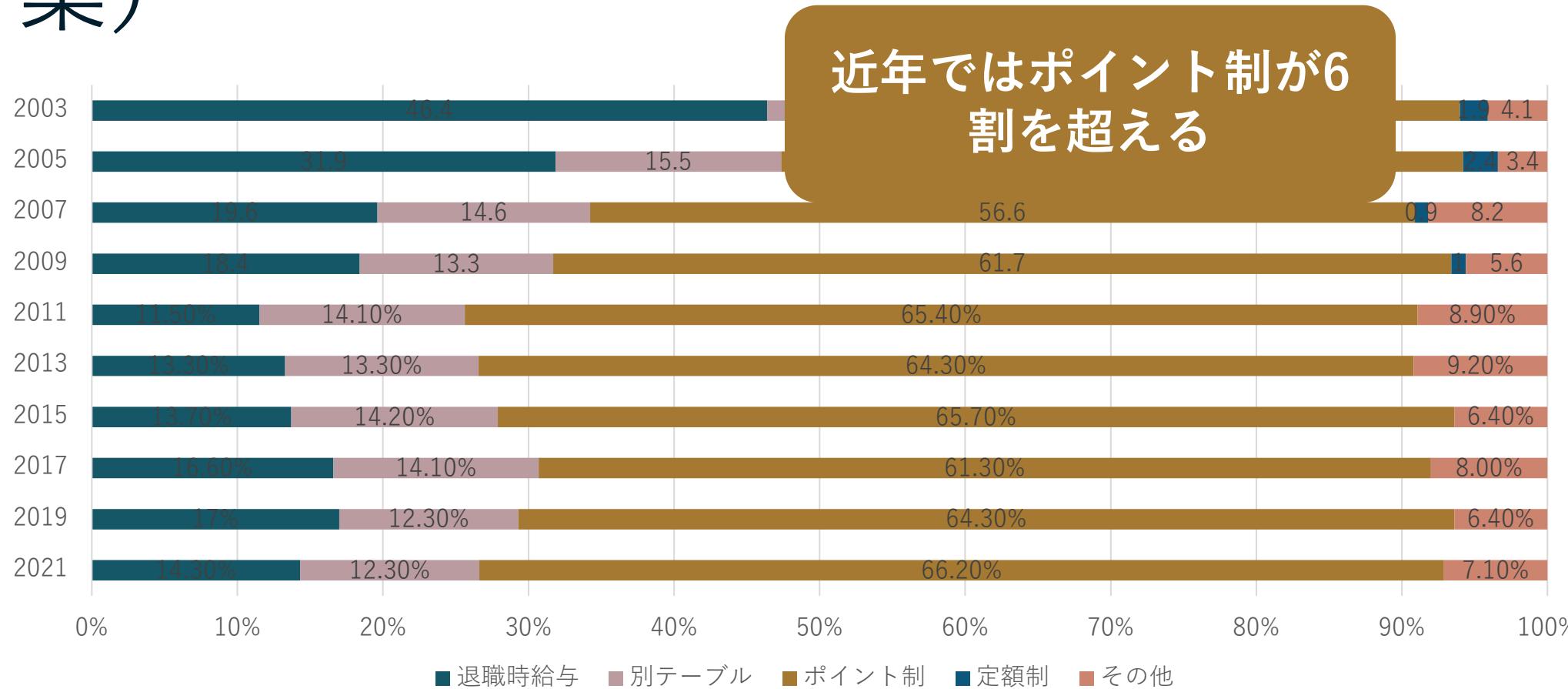


# 退職給付制度の実施状況割合の推移 (中堅・中小企業)

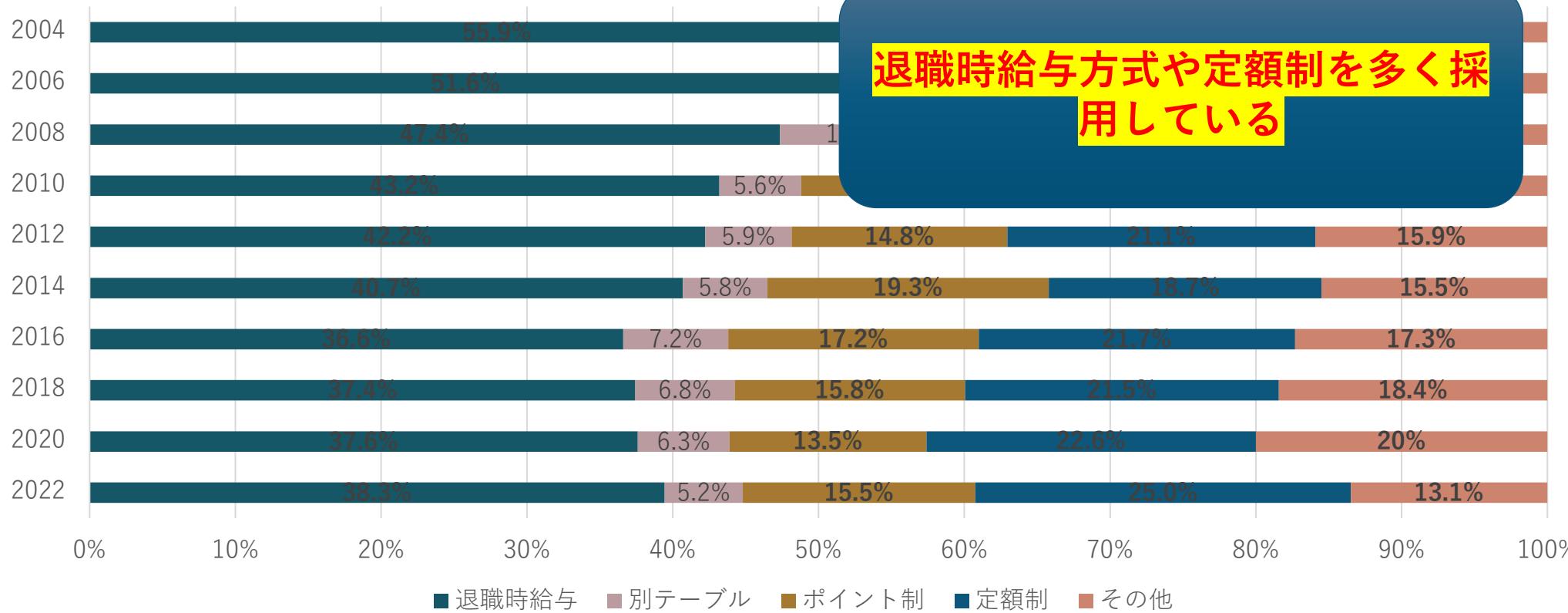


近年、併用制度や年金制度のみを採用する企業が増えて  
いる

# 退職一時金の算定方法の推移（大企業）



# 退職一時金の算定方法の推移（中堅・中小企業）



# 企業年金制度の採用状況の推移（大企業）

	確定給付企業年金		確定拠出年金	自社年金	その他	厚生年金基金	連絡退職年金
	基金型	規約型					
2001	—	—	—	3.9	—	49.5	67
2003	5.3	—	6.8	3.0	—	42.9	60.9
2005	50.9	—	25.2	1.8	—	2.8	47.7
2007	60.8	—	37.5	2.6	—	2.2	30.2
2009	65.7	—	43	1.9	—	1	25.6
2011	33.3	50.0	49.5	1.0	—	2.0	6.1
2013	48.5	37.6	53	—	2.5	2	—
2015	32.7	50.2	62	—	1.5	—	—
2017	32.8	48.3	66.2	—	2.5	—	—
2019	29.2	51.2	67.9	—	3	—	—
2021	28	47.8	72	—	2.5	—	—

確定拠出年金は  
が特に増加し  
2021年には7割  
を超える

# 企業年金制度等の採用状況の推移 (中堅・中小企業)

	社内準備	中退共	特退共	適格退職年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	自社年金
2004	94.8	35.8	10.8	69.3	44.0	—	—	—
2006	79.9	44.6	8.7	63.7	35.9	—	—	—
2008	79.9	36.7	7.3	51.6	36.0	—	—	—
2010	61.8	43.5	8.6	2.0	44.1	20.5	15.7	2.0
2012	67.9	46.8	5.4	—	46.8	30.4	27.0	3.8
2014	68.4	45.2	6.1	—	35.2	36.8	38.3	1.0
2016	63.1	50.2	6.3	—	30.1	36.9	37.4	2.9
2018	64.4	48.5	5.9	—	13.7	44.5	45.1	0.5
2020	60.3	46.6	6.7	—	10.7	39.5	46.4	2.7
2022	62.0	49.5	4.5	—	14.1	43.2	52.3	2.0

退職一時金  
や中退共な  
どの中堅・  
中小企業の社内制  
度が中心

# モデル退職金（大企業、大卒）

		3年 25歳	5年 27歳	10年 32歳	15年 37歳	20年 42歳	25年 47歳	30年 52歳	33年 55歳	35年 57歳
大企業	会社 都合	69.0	118.0	310.2	577.9	953.1	1393.8	1915.4	—	2563.9
	自己 都合	32.3	59.4	179.9	387.3	726.5	1143.1	1706.7	—	—

勤続年数30年  
で約2563万円と非常に  
高水準で特に  
勤続20年以降の上昇幅が  
大きい

# モデル退職金(大卒,中堅・中小企業)

中堅・中小企業	会社都合	33.8	64.1	149.8	265.8	414.7	578.2	754.2	876.2	1091.8
	自己都合	23.8	47.0	112.1	212.9	343.1	490.6	653.6	776.0	—

大企業に比べて退職金額が半分以下の水準にとどまり、上昇カーブもなだらか

# 試算 1：退職金への課税

	1 0 0 0 万円	2 0 0 0 万円
30年勤続	退職金控除1500万円 ⇒税なし	退職金控除1500万円 ⇒課税額40.25万円 ⇒負担率は4%！
40年勤続	退職金控除2200万円 ⇒税なし	退職金控除2200万円 ⇒税なし

⇒退職金（一時金）もらうと、多くの場合、税負担は無し  
税が発生しても負担率は4%程度  
⇒非常に有利なしきみであることがわかる

# 試算 2：20年年金なら課税される

## 1000万円ケース

- ・年額50万円
- ・税・年額7.5万円
- ・20年間で150万円

## 2000万円ケース

- ・年額100万円
- ・税・年額15万円
- ・20年間で300万円

## 《考え方》

- ・退職金をもらうのは豊かな高齢者
- ・厚生年金を受給しているから、公的年金等控除の枠を使っている
- ・私的年金をもらうとそのまま課税  
所得税5% + 住民税10%と想定

⇒退職金ではなく、20年分割の年金でもらうと所得税と住民税が課税される。負担率は15%なので退職金に比べると不利  
⇒税制が、私的年金の受け取りの選択に影響する可能性

## 第4章

老人に課税するべきなのか？



# 所得税

# 所得税の種類

利子所得



配当所得



不動産所得



事業所得



給与所得



退職所得



山林所得



譲渡所得



一時所得



雑所得



# 所得控除

# 人的控除



基礎控除



扶養控除



配偶者控除



配偶者特別控除



ひとり親控除



公的年金等控除

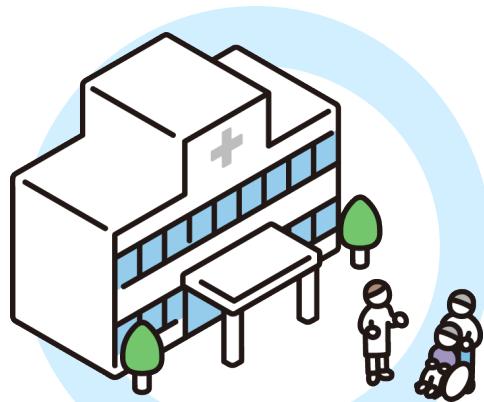


勤労学生控除



寡婦控除

# 支出に基づく控除



社会保険料



生命保険料



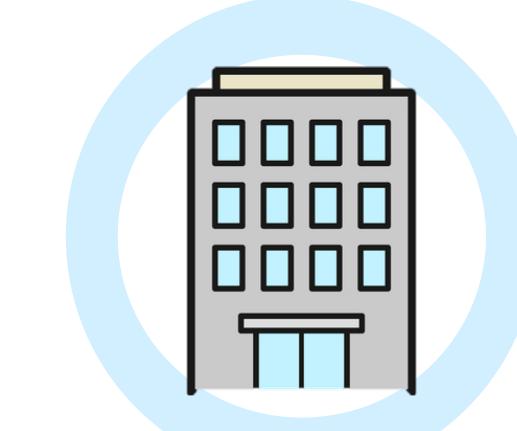
地震保険



医療費

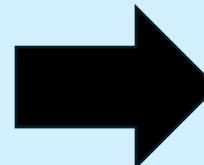


寄附金



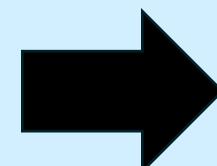
小規模共済  
iDeCo

家族・属性



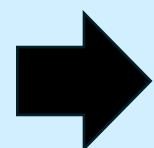
人的控除

実際の支出



社会保険・医療・寄附など

= 課税所得を圧縮



税額が下がる

4000万  
円超

900万円超  
1800万円  
以下

330万円  
超695万  
円以下

195万円  
超330万  
円以下

195万円  
以下

中略

45%

33%

20%

10%

5%

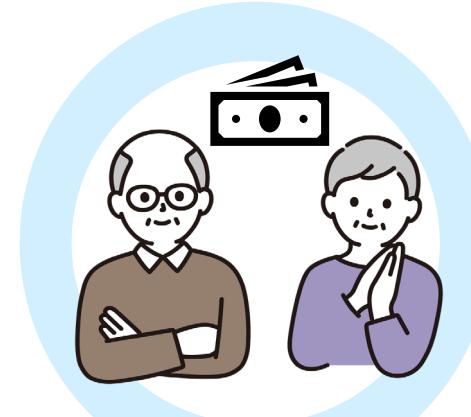
収入が増えるほど所  
得税負担は増加する



# 社会保険とは



医療保険



年金保険



介護保険



雇用保険

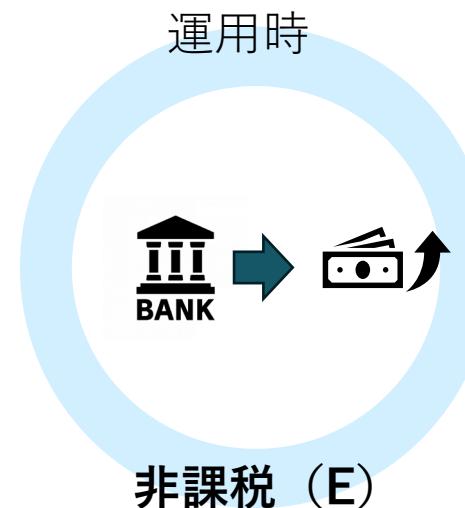


労災保険

# 老人への課税を めぐる3つの論点

# 1：年金課税の基本的考え方

- 日本の年金課税の原則は**EET型**



しかし、公的年金等控除が大きいため

→引退期の課税が軽く、**実質はEEE型**になっている

課税の公平性の観点から

→公的年金等控除の縮小などにより、本来の**EET型**に近づけるべきという議論がある。

# 1続き：年金の課税について

## EET型

- ・拠出時や運用時に非課税であり受給時に課税となる仕組み。
- ・非課税の収入になるため年金受給時に課税される。
- ・しかし、**公的年金等控除があるため給付時の税が大きく減額**されるため公的年金等控除の見直しが求められている。

# 2：公的年金と私的年金の分離

## 公的年金

- ・厚生年金では、厚生年金のみで限度額を使い切ってしまう
- ・私的年金が、課税対象になりがち

## 私的年金

- ・企業が用意する退職金と個人で用意する個人年金がある。
- ・控除限度を使い切るためすべて課税対象となる
- ・そのため課税が少ない、一時金で受け取る人が多い。
- ・**私的年金だけに適応される控除枠が必要という意見あり**

### 3：遺族年金への課税

- ・ 遺族年金は非課税。厚生年金では老齢年金に似た性質を持つことからは**非課税の根拠に乏しい**。
- ・ 共働き夫婦から見ると遺族年金がないため不公平。
- ・ 老人も経済的に苦しいから現在の実質的なEEE型をEET型にして老人に課税するのには限度がある。世代間の不公平差を調整するために現役世代の負担を軽減させるべきである。

# 現役世代と引退世代の 税 + 社会保険料の負担 に関する試算

# 引退世代の税・社会保険負担の特徴

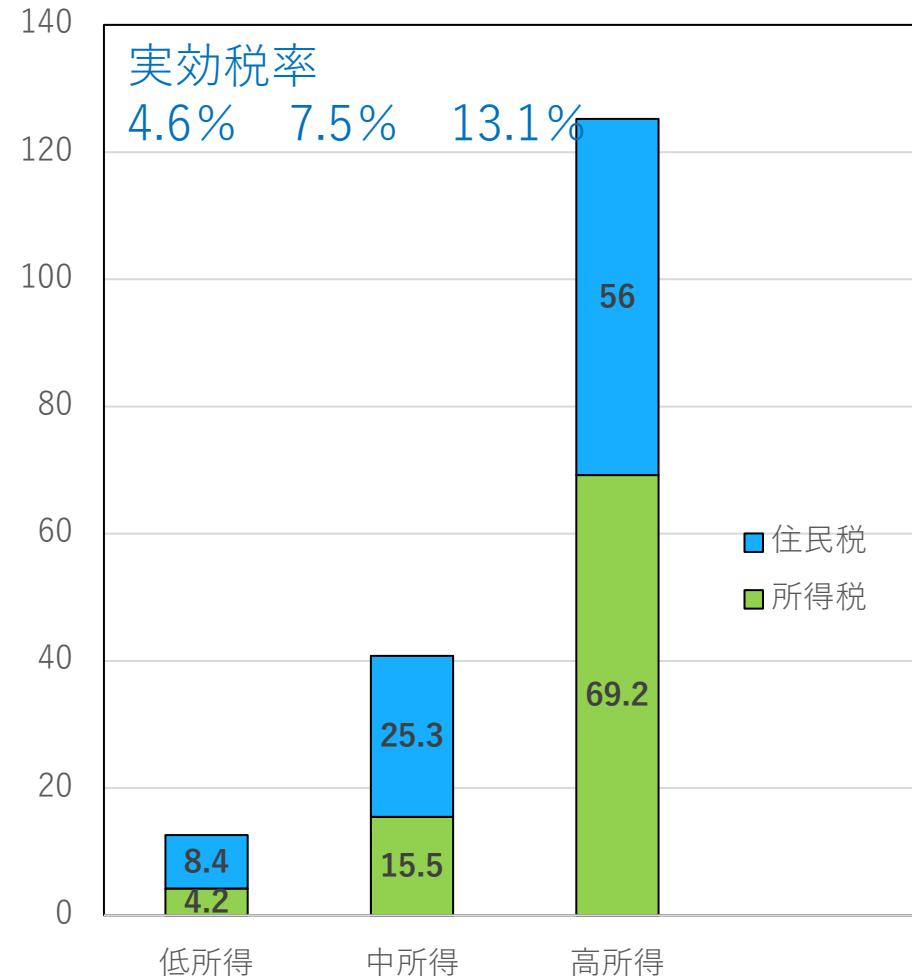
## ・年金と税負担

- ・年金は「雑所得」、公的年金等控除：110万
- ・それ以外は現役世代と同じ税制（人的控除・社会保険料控除）
- ・所得税：累進税率／住民税：比例税率
- ・老人の税負担が少ない理由
  - ・各種控除で**課税所得が小さい**
  - ・適用される**累進税率が低い**

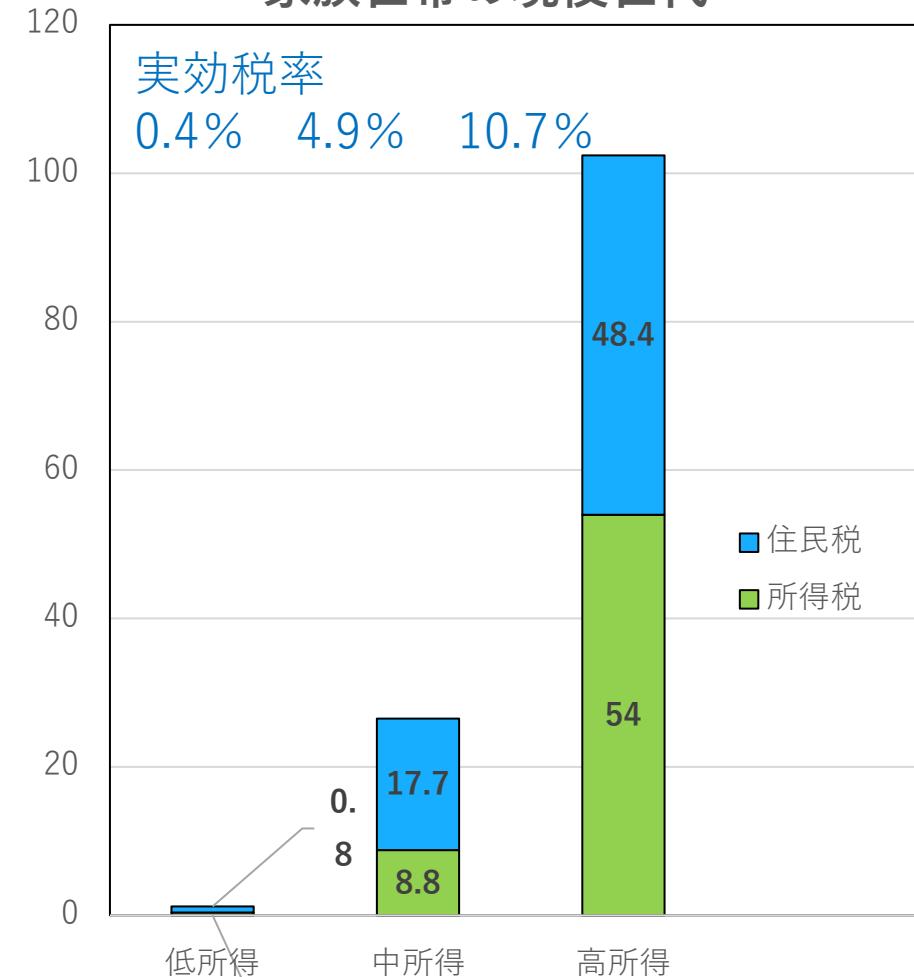
## ・医療・介護保険料の負担感

- ・保険料率は**自治体ごとに差**があり、算定も**複雑でわかりにくい**
- ・合計負担は収入の**約10%**（医療7%・介護3%）
- ・現役世代の本人負担は**約15%**（うち9%は年金保険料）
- ・年金がなくなる一方で、**医療・介護の負担が上昇**している

## 単身世帯の現役世代

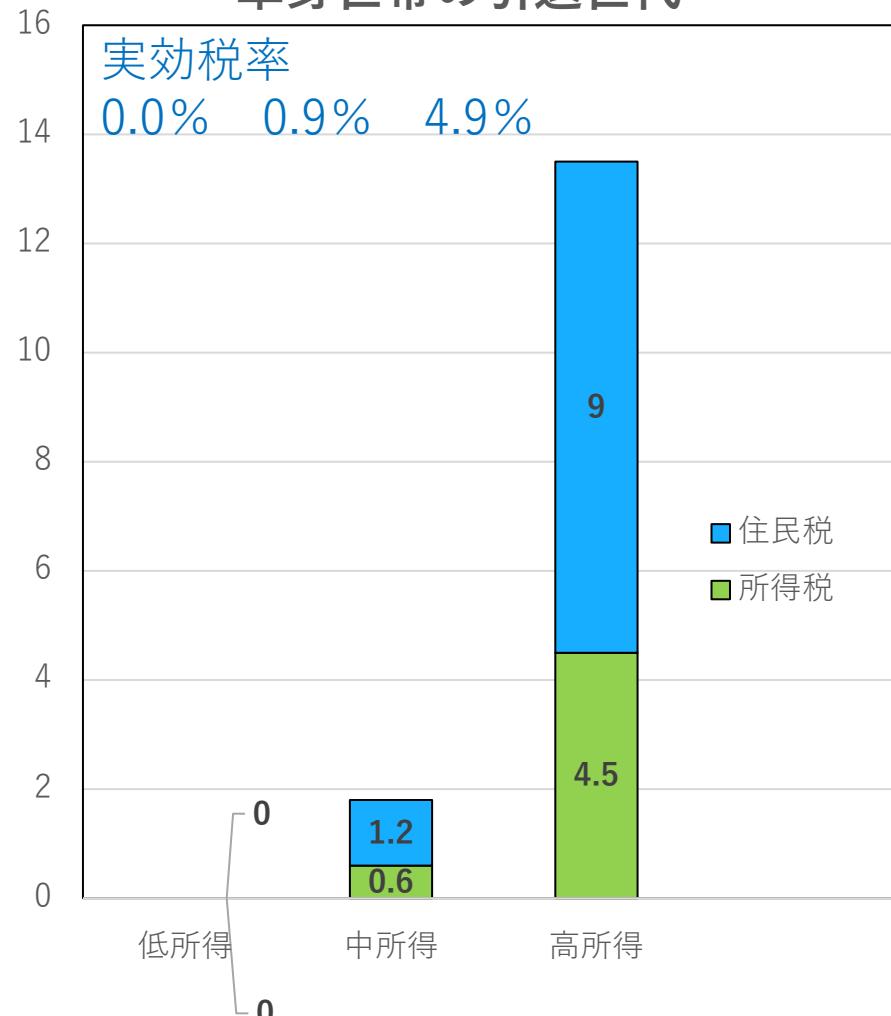


## 家族世帯の現役世代

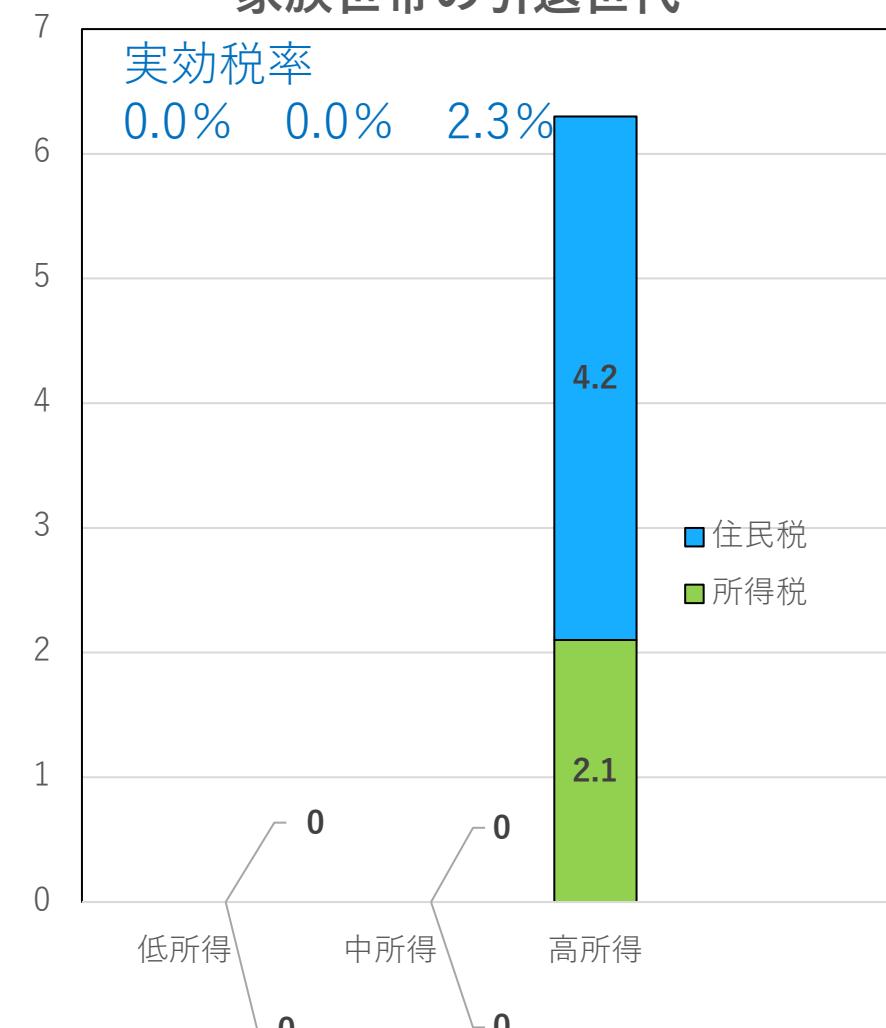


現役世代：すべての所得階層で税負担がある

## 単身世帯の引退世代



## 家族世帯の引退世代



引退世代：低所得層で税負担がない

# 社会保険料負担を加えると…

## 引退世代

- ・社会保険料  
10%
- ・税 + 保険料負担率  
10～15%



## 現役世代

- ・社会保険料  
15%
- ・税 + 保険料負担率  
15～28%



# 試算のまとめ

- ・日本の税制のEET型が実質的EEE型となっており、引退世代の税負担が小さくなる傾向にある。
- ・税及び社会保険料の負担の格差が生じているため、**現役世代の負担率を引き下げる**こと、もしくは**引退世代の負担率の引き上げによる格差の解消**が必要と考えられる。

A wide-angle photograph of a sunset over a calm sea. The sky is a gradient of orange and yellow near the horizon, transitioning to a darker orange and then to a deep blue at the top. A large, bright sun is positioned in the center-left, partially hidden behind a dark silhouette of mountains. The water in the foreground reflects the warm colors of the sunset, with small ripples across the surface.

ご清聴いただきありがとうございました